

秋田県 I C T 活用工事実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県が発注する I C T 活用工事に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 I C T 活用工事は、次の①から⑤までに掲げる段階で I C T 施工技術を活用する建設工事をいう。工種毎の該当段階及び具体的な内容は、それぞれ実施要領によるものとする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データの作成
- ③ I C T 建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等による施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

(I C T 活用工事の実施)

第3条 I C T 活用工事は、次に掲げるいずれかの方式により実施するものとする。ただし、工種毎の該当方式は、それぞれ実施要領によるものとする。

(1) 発注者指定型

発注者指定型とは、I C T 活用工事の実施を設計図書において義務づける方式であり、秋田県建設工事入札制度実施要綱（昭和62年4月22日付け監—134）に定める入札審査会等の審議を経て発注者が指定する建設工事とする。

(2) 受注者希望型

受注者希望型とは、I C T 活用工事の実施を受注者が選択できる方式であり、受注者からの施工計画書の提出前に、発注者に対して I C T 活用の実施について協議があつた工事のうち、発注者が認めて指示した建設工事とする。

(I C T 活用工事の対象工種)

第4条 I C T 活用工事の対象となる工種は、次に掲げるものとする。工種毎の具体的な内容は、それぞれ実施要領によるものとする。

- (1) 土工
- (2) 補装工
- (3) 河川浚渫
- (4) 地盤改良工
- (5) 法面工
- (6) 付帯構造物設置工
- (7) 作業土工（床掘）
- (8) 補装工（修繕工）
- (9) 土工（1,000m³未満）
- (10) 小規模土工
- (11) 構造物工（橋脚・橋台）
- (12) 擁壁工
- (13) 基礎工
- (14) 構造物工（橋梁上部）
- (15) コンクリート堰堤工

(関係基準類)

第5条 発注者及び受注者は、I C T 活用工事を実施するに当たっては、次に掲げる基準類を準用又は参考とすること。

- (1) 国土交通省その他の機関が定めた基準類
- (2) 発注者が指定する基準類

(工事成績評定)

第6条 発注者は、I C T活用工事を完成させた受注者に係る工事成績評定（工事特性）に次表のとおりの加点を行うものとする。ただし、次項により減点を行う場合は加点を行わない。

No.	工種	加点数
1	土工	4
2	舗装工	4
3	河川浚渫	4
4	地盤改良工	4
5	法面工	4
6	付帯構造物設置工	—
7	作業土工（床掘）	—
8	舗装工（修繕工）	4
9	土工（1,000m ³ 未満）	4
10	小規模土工	4
11	構造物工（橋脚・橋台）	4
12	擁壁工	4
13	基礎工	4
14	構造物工（橋梁上部）	4
15	コンクリート堰堤工	4

※ICT活用工事の主工種について加点を行う。
 ※「工事特性（最大13点）」に加点
 ※単独不可の工種は加点無し

2 発注者は、発注者指定型において、受注者の責により第2条に掲げる5つの段階のうち1つ以上を履行しない受注者に係る工事成績評定については、総括監督員の評価において、考查項目「7. 法令順守」に5点の減点を行うものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は減点の対象としない。

- (1) 第2条に掲げる段階のうち、工種毎の実施要領で設定されていない段階又は選択型の段階を履行しない場合。
- (2) 施工現場の環境条件により、I C T建設機械による施工が困難な場合。
- (3) 前工事での3次元納品データを活用できる場合等に、3次元起工測量によらず、管理断面及び変化点の計測により起工測量を行う場合。
- (4) 降雪、積雪によって3次元出来形管理による施工管理が実施できない場合に、3次元出来形管理によらず管理断面及び変化点の計測による出来形管理により施工管理を行う場合、及び降雪、積雪により施工後の現況計測を実施しない場合。
- (5) その他受注者の責によらず、I C T活用ができなくなった場合。

(実施証明書)

第7条 発注者は、次表により、秋田県I C T活用工事を実施し、その完成検査に合格した受注者に対して、秋田県工事実施証明書発行要領に定める実施証明書を発行するものとする。

工種	発行の有・無（－）
土工	有
舗装工	有
河川浚渫	有
地盤改良工	有
法面工	有
付帯構造物設置工	－
作業土工(床掘)	－
舗装工(修繕工)	有
土工(1,000m ³ 未満)	有
小規模土工	有
構造物工(橋脚・橋台)	有
擁壁工	有
基礎工	有
構造物工(橋梁上部)	有
コンクリート堰堤工	有

(実施報告)

第8条 ICT活用工事を実施した際には、発注者は技術管理課へ報告するものとする。

(入札公告等)

第9条 ICT活用工事の入札公告等においては、次に掲げることを実施するものとする。

- (1)発注者指定型の場合は、発注概要書にその旨を記載するものとする。
- (2)特記仕様書及び現場説明書に必要事項を記載するものとする。

(施工前協議及び施工計画書等)

第10条 ICT活用工事の施工前協議及び施工計画書等においては、次に掲げることを実施するものとする。

- (1)工事においてICTを活用する場合は、別紙1を参考としたICT活用計画書と工事打合簿を作成し、受発注者間で協議を行うこととする。
- (2)当面の間、監督及び検査等に係る必要機器(3次元データ等の閲覧が可能なパソコン等)は受注者が用意することとする。

(効果検証、現場見学会)

第11条 ICT活用工事の効果検証、現場見学会を実施する場合は、次に掲げることによるものとする。

- (1)受注者にICT技術活用の効果検証等を求める場合は、受注者と事前協議を行うものとする。
- (2)現場見学会等を開催する場合は、受注者と事前協議を行うものとする。
- (3)(1)(2)を実施する場合、必要経費を別途計上する。

(工事名標示板)

第12条 ICT活用工事における工事名標示板の標示例は次に掲げることによるものとする。

- (1)発注者は、受注者に別紙2を参考とした工事名標示板を現場に設置させるものとする。

(アンケート)

第13条 ICT活用工事におけるアンケートに実施は次に掲げることによるものとする。

- (1)発注者は受注者に、別紙3のアンケートを記入させ、技術管理課に提出させるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、ICT活用工事に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成30年6月1日技管－207）

- 1 この要綱は、平成30年6月18日から施行する。

附 則（令和元年6月7日技管－166）

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年9月8日技管－295）

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年9月9日技管－329）

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月1日技管－693）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月13日技管－547）

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年9月14日技管－448）

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和6年9月11日技管－410）

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和8年1月13日技管－693）

- 1 この要綱は、令和8年2月1日から施行する。